

## 鹿児島空港将来ビジョン推進協議会設置要綱（案）

## （設置）

第 1 条 「鹿児島空港将来ビジョン」の実現に向けて、必要な施策等について検討を行い、鹿児島空港将来ビジョン工程表（以下「工程表」という。）を策定するに当たり必要な協議等を行うため、「鹿児島空港将来ビジョン推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （所掌業務）

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工程表の策定に当たっての協議・助言等
- (2) その他第 4 条に定める会長が特に必要と認めること

## （組織）

第 3 条 協議会は、鹿児島空港の運営や利活用に関して、実務に精通あるいは知見を有する関係者等により組織する。

## （会長）

第 4 条 協議会に会長を置き、鹿児島県企画部長をもってあてる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代行する。

## （協議会）

第 5 条 協議会は、鹿児島県企画部長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 協議会は、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

4 会長が必要と認める場合は、協議会に会員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

## （報償費及び旅費）

第 6 条 前条第 4 項の規定により出席した者には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

## （作業部会）

第 7 条 協議会の会務に際し、論点及び課題の整理等を行うため、作業部会を設置することができる。

2 作業部会の構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## （事務局）

第 8 条 協議会の事務局は、企画部交通政策課に置く。

## （雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 3 年 月 日から施行する。